

○ 土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○ 土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定有害物質）</p> <p>第一条 土壌汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 カドミウム及びその化合物</p> <p>二 六価クロム化合物</p> <p>三 ククロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）</p> <p>四 二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―一・三・五―トリアジン（別名シマジン又はCAT）</p> <p>五 シアン化合物</p> <p>六 N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）</p> <p>七 四塩化炭素</p> <p>八 一・二―ジクロロエタン</p> <p>九 一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）</p> <p>十 シス―一・二―ジクロロエチレン</p> <p>十一 一・三―ジクロロプロペン（別名D―D）</p> <p>十二 ジクロロメタン（別名塩化メチレン）</p> <p>十三 水銀及びその化合物</p> <p>十四 セレン及びその化合物</p> <p>十五 テトラクロロエチレン</p>	<p>（特定有害物質）</p> <p>第一条 土壌汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 カドミウム及びその化合物</p> <p>二 六価クロム化合物</p> <p>（新規）</p> <p>三 二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―一・三・五―トリアジン（別名シマジン又はCAT）</p> <p>四 シアン化合物</p> <p>五 N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）</p> <p>六 四塩化炭素</p> <p>七 一・二―ジクロロエタン</p> <p>八 一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）</p> <p>九 シス―一・二―ジクロロエチレン</p> <p>十 一・三―ジクロロプロペン（別名D―D）</p> <p>十一 ジクロロメタン（別名塩化メチレン）</p> <p>十二 水銀及びその化合物</p> <p>十三 セレン及びその化合物</p> <p>十四 テトラクロロエチレン</p>

- 十六| テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）
- 十七| 一・一・一―トリクロロエタン
- 十八| 一・一・二―トリクロロエタン
- 十九| トリクロロエチレン
- 二十| 鉛及びその化合物
- 二十一| 砒^ひ素及びその化合物
- 二十二| ふっ素及びその化合物
- 二十三| ベンゼン
- 二十四| ほう素及びその化合物
- 二十五| ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）
- 二十六| 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）

- 十五| テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）
- 十六| 一・一・一―トリクロロエタン
- 十七| 一・一・二―トリクロロエタン
- 十八| トリクロロエチレン
- 十九| 鉛及びその化合物
- 二十| 砒^ひ素及びその化合物
- 二十一| ふっ素及びその化合物
- 二十二| ベンゼン
- 二十三| ほう素及びその化合物
- 二十四| ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）
- 二十五| 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○ 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（試料採取等を行う区画の選定） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前条第六項第二号に掲げる土地を含む単位区画（前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画</p> <p>イ 前条第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）が令第一条第三号、第七号から第十二号まで、第十五号、第十七号から第十九号まで、又は第二十三号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第一種特定有害物質」という。）である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>ロ 試料採取等対象物質が令第一条第一号、第二号、第五号、第十三号、第十四号、第二十号から第二十二号まで若しくは第二十四号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。）</p>	<p>（試料採取等を行う区画の選定） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前条第六項第二号に掲げる土地を含む単位区画（前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画</p> <p>イ 前条第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）が令第一条第六号から第十一号まで、第十四号、第十六号から第十八号まで又は第二十二号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第一種特定有害物質」という。）である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>ロ 試料採取等対象物質が令第一条第一号、第二号、第四号、第十二号、第十三号、第十九号から第二十一号まで若しくは第二十三号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。）</p>

）又は第一種特定有害物質及び第二種特定有害物質以外の特定有害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。）である場合

次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

- (1)・(2) (略)

（土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがある土地における土壤汚染状況調査に係る特例）

第十条の二 調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定により、調査対象地における試料採取等対象物質が第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。この条及び第五十八条第四項第九号において同じ。）であり、かつ、調査対象地の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、第四条第三項、第六条第一項第二号及び第三項から第五項まで並びに第七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

- 一 四 (略)

2 四 (略)

（搬出しようとする土壤の調査）

第五十九条 (略)

2 掘削前調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)

二 前項の規定により把握した情報により、掘削対象地を特定有害物質の種類（同号の規定により把握した情報により、掘削対象地において土壤の第三種特定有害物質（令第一条第二十五号に掲げる特定有害物

）又は第一種特定有害物質及び第二種特定有害物質以外の特定有害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。）である場合

次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

- (1)・(2) (略)

（土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがある土地における土壤汚染状況調査に係る特例）

第十条の二 調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定により、調査対象地における試料採取等対象物質が第二種特定有害物質（令第一条第四号に掲げる特定有害物質の種類を除く。この条及び第五十八条第四項第九号において同じ。）であり、かつ、調査対象地の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、第四条第三項、第六条第一項第二号及び第三項から第五項まで並びに第七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

- 一 四 (略)

2 四 (略)

（搬出しようとする土壤の調査）

第五十九条 (略)

2 掘削前調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)

二 前項の規定により把握した情報により、掘削対象地を特定有害物質の種類（同号の規定により把握した情報により、掘削対象地において土壤の第三種特定有害物質（令第一条第二十四号に掲げる特定有害物

質の種類を除く。以下この条において同じ。)による汚染状態が土壤溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。)ごとに次に掲げる区分に分類すること。

イ〜ハ (略)

三〜九 (略)

3 (略)

別表第一 (第七条第一項関係)

特定有害物質の種類 (略)	地下水基準
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
二―クロロ―四・六一ビス (エチルアミノ)―一・三・五―トリアジン (以下「シマジン」という。)	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

質の種類を除く。以下この条において同じ。)による汚染状態が土壤溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。)ごとに次に掲げる区分に分類すること。

イ〜ハ (略)

三〜九 (略)

3 (略)

別表第一 (第七条第一項関係)

特定有害物質の種類 (略)	地下水基準
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。
(新規)	(新規)
二―クロロ―四・六一ビス (エチルアミノ)―一・三・五―トリアジン (以下「シマジン」という。)	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第二（第九条第一項第二号関係）

特定有害物質の種類	第二 溶 出 量 基 準
(略)	(略)
六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム一・五ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第三（第三十一条第一項関係）

特定有害物質の種類	要 件
(略)	(略)
六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第二（第九条第一項第二号関係）

特定有害物質の種類	第二 溶 出 量 基 準
(略)	(略)
六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム一・五ミリグラム以下であること。
(新規)	(新規)
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第三（第三十一条第一項関係）

特定有害物質の種類	要 件
(略)	(略)
六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。
(新規)	(新規)
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)